



金沢市公報

第2668号の3

平成22年(2010年)9月13日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ	
規則		金沢湯涌江戸村条例施行規則
金沢湯涌江戸村条例の施行期日を定める規則 (歴史建造物整備課)	1	(") 1
		金沢市財務規則の一部を改正する規則 (財政課)
		5

規 則

金沢湯涌江戸村条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成22年9月13日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第44号

金沢湯涌江戸村条例の施行期日を定める規則

金沢湯涌江戸村条例(平成22年条例第3号)の施行期日は、平成22年9月25日とする。

金沢湯涌江戸村条例施行規則をここに公布する。

平成22年9月13日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第45号

金沢湯涌江戸村条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢湯涌江戸村条例(平成22年条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入園券の交付)

第2条 金沢湯涌江戸村(以下「江戸村」という。)に入園しようとする者は、入園券(様式第1号)の交付を受けなければならない。ただし、高校生以下の者については、この限りでない。

(入園料の後納)

第3条 条例第6条第2項ただし書の規定に基づき入園料を後納させる場合は、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定による登録を受けた者との入園に係る契約に基づき入園させる場合その他市長が特に必要があると認める場合とする。

(使用の申請)

第4条 条例第7条の規定により、旧平家住宅その他の条例別表第2に掲げる施設(以下「旧平家住宅等」という。)の使用の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、金沢湯涌江戸村使用申請書(様式第2号。以下「使用申請書」という。)により、市長に申請しなければならない。

(使用申請書の受付期間)

第5条 使用申請書の受付期間は、旧平家住宅等を使用する日の6箇月前の日の属する月の初日から当該旧平家住宅等を使用する日の3日前の日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用承認書の交付)

第6条 市長は、旧平家住宅等の使用を承認したときは、金沢湯涌江戸村使用承認書(様式第3号)を申請者に交付する。

(入園料等の減免)

第7条 条例第11条の規定に基づき入園料又は使用料の減免を受けようとする者は、金沢湯涌江戸村入園料等減免申

請書(様式第4号)により、市長に申請しなければならない。

(原状回復)

第8条 旧平家住宅等の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、その使用を終えたときは、直ちに旧平家住宅等の設備等を原状に復さなければならない。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けずに寄附金の募集又は物品の販売、宣伝その他営利行為をしないこと。
- (2) 許可を受けずに印刷物等を掲示しないこと。
- (3) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けずに所定の設備等以外の設備等を使用しないこと。
- (5) その他江戸村の職員の指示に従うこと。

(入園の制限)

第10条 村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入園を拒否し、又は退園を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 江戸村の建物、設備、展示資料等を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) 動物(盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く。)の類を携帯する者
- (4) その他管理上支障があると認められる者

(資料の受託)

第11条 村長は、資料の保管の委託を受けるときは、市長の承認を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申出)

第12条 条例第16条第3項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢湯涌江戸村指定管理者指定申出書(様式第5号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第16条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 江戸村の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあっては、登記事項証明書
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年9月25日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

No.

控
(種別)

円

No.

入 園 券
(種別)

円

図

金沢湯涌江戸村

備考 種別は、団体、個人及び減免とする。

様式第2号 (第4条関係)

金沢湯涌江戸村使用申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住 所
氏 名

金沢湯涌江戸村を使用したいので、次のとおり申請します。

使 用 目 的			
使 用 予 定 人 数	人		
使 用 期 間	年 月 日 (曜日) から 年 月 日 (曜日) まで		
使 用 施 設	使用時間区分		
	午 前 (午前9時から正午まで)	午 後 (午後1時から午後5時 30分まで)	全 日 (午前9時から午後5時 30分まで)
旧 平 家 住 宅			
旧 高 田 家 住 宅			
旧 野 本 家 住 宅			
旧 松 下 家 住 宅			
旧 永 井 家 住 宅			
旧 鱈 波 本 陣 石 倉 家 住 宅			
旧 山 川 家 住 宅			
使 用 責 任 者	氏名		連絡先
備 考			

備考 申請者の住所及び氏名欄には、団体にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第3号 (第6条関係)

収 第 号
年 月 日

金沢湯涌江戸村使用承認書

住 所
氏 名 様

金沢市長 印

年 月 日付で申請のあった金沢湯涌江戸村の使用について、次のとおり承認します。

使 用 目 的			
使 用 予 定 人 数	人		
使 用 期 間	年 月 日 (曜日) から 年 月 日 (曜日) まで		
使 用 施 設	使用時間区分		
	午 前 (午前9時から正午まで)	午 後 (午後1時から午後5時 30分まで)	全 日 (午前9時から午後5時 30分まで)

旧 平 家 住 宅			
旧 高 田 家 住 宅			
旧 野 本 家 住 宅			
旧 松 下 家 住 宅			
旧 永 井 家 住 宅			
旧 鱈 波 本 陣 石 倉 家 住 宅			
旧 山 川 家 住 宅			
使 用 責 任 者	氏名		連絡先
条 件			

様式第4号(第7条関係)

金沢湯涌江戸村入園料等減免申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住 所
氏 名

印

(申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

金沢湯涌江戸村の入園料
使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

入 園 又 は 使 用 の 日 時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分から 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分まで
入 園 又 は 使 用 の 目 的	
入 園 者 数	人
使 用 施 設	
入 園 料 又 は 使 用 料 の 額	円
減 免 申 請 額	円
申 請 の 理 由	

備考 申請者の住所及び氏名欄には、団体にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第5号(第12条関係)

金沢湯涌江戸村指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

印

金沢湯涌江戸村の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書

- (2) 金沢湯涌江戸村の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、登記事項証明書
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

金沢市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年9月13日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第46号

金沢市財務規則の一部を改正する規則

金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第57条第1項ただし書中「入館券」の次に「、入園券」を加え、同項第2号中「金沢文芸館」の次に「、金沢湯涌江戸村」を加える。

第285条第3項中「及び入館券」を「、入館券及び入園券」に改める。

附 則

この規則は、平成22年9月25日から施行する。

平成22年(2010年)9月13日 印刷
平成22年(2010年)9月13日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄